

条 例

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十五号

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第五号」を「第七号」に、「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の下に「（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において前号に規定する学科目以外の学科目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「高等専門学校」の下に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「次条第二号及び第三号において」を「以下」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第八号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の下に「（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第三条第六号中「第四号」を「第六号」に、「修了」を「、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得」に、「当該各号に規定する」を「それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験」に、「水道」を「水道等」に

改め、「者」の下に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号中「学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する」を「第一号又は第二号に規定する」に、「、同法」を「、学校教育法」に、「学科目」を「課程」に、「関する課程」を「関する専攻」に、「一年以上、」を「二年以上、」に、「三年以上水道」を「三年以上水道等」に改め、「もの」の下に「（第一号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては一年以上、第二号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「中等教育学校」の下に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
第三条第三号の次に次の一号を加える。

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
第四条第一号を次のように改める。

一 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあつては三年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次号及び第三号において同じ。）にあつては五年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者にあつては七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第四条第二号中「又は第四号」を「又は第五号」に改め、「（土木工学を除く。）」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を削り、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第三号中「又は第四号」を「又は第五号」に、「前号」を「前二号」に、「学科目及び土木工学

以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第四号中「前二号」を「前三号」に、「学科目」を「課程」に、「修得した後、」を「、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ」に、「者ごとの」を「最低経験」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 技術士法第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

六 建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。